

○租税教育等の講師養成及び派遣等に関する実施基準

平成16年12月3日
制定

1. 趣旨

この実施基準は、東京税理士会(以下「本会」という。)が定める「租税教育等実施要領」に基づき、本会が実施する租税教育等における講師の養成、派遣等について必要な事項を定める。

2. 講師養成の目的

本会が行う租税教育等のための講師養成は、本会が定める「租税教育基本要綱」の理念に沿って、税理士の専門的職能を活かし、申告納税制度の維持発展に資する租税教育等を実施するにあたり必要な人材を育成することを目的とする。

3. 講師希望者の募集

本会は、税理士登録後1年以上を経過した会員で、かつ「登録時研修」、「法律講座」又は「『租税に関する訴訟の補佐人制度』に係る大学院との提携研修」のいずれかを受講した会員、又は、支部長から推薦のあった会員の中から、本会が実施する租税教育等における講師となることを希望する者を本会が直接又は支部を通じて募集する。

4. 講師養成のための研修

本会は、講師として新規登録又は更新登録を希望する者に対して、次の要領により養成研修を実施する。

(1) 研修内容

- ① 標準テキストの解説
- ② 授業例の紹介
- ③ 関連する情報の提供
- ④ その他租税教育等に必要な事項

(2) 研修の実施方法

上記の(1)の研修については租税教育推進部が実施する。

5. 講師登録及び名簿の作成

- (1) 4の研修を受講した者を、講師名簿に登録する。
- (2) 本会は、講師名簿を作成し、管理する。

6. 租税教育等講師の登録期間及び更新手続

登録講師の資質の向上及び情報交換・共有を図ることを目的として、以下のように更新期間及び更新手続について定める。

- (1) 講師の登録期間は、講師名簿登録後1年を経過して最初に到来する3月31日までとする。
- (2) 名簿登録期間の更新を希望する者は、名簿登録期間内に上記4の研修を受講しなければならない。ただし、租税教育推進部長が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。
- (3) 更新後の名簿登録期間は毎年4月1日より1年間とする。

7. 講師派遣依頼の受付

講師派遣を依頼する者は、「租税教育等講師派遣依頼書」(別紙様式①)を提出するものとする。

8. 講師の委嘱

租税教育推進部長は、講師派遣の依頼を受けたとき、又は本会が主催する租税教育等を実施するときは、講師について、講師名簿に登録してある者の中から委嘱する。

支部を通じて講師派遣の依頼があった場合は、「租税教育等講師派遣依頼書」に記載されている予定講師を派遣する。

9. 報告書の提出

講師は租税教育等終了後、速やかに「租税教育等終了結果報告及び謝金請求書」(別紙様式②)を租税教育推進部長宛に提出しなければならない。なお、支部からの依頼により講師派遣をした場合で、報告書が支部に提出されたときは、支部長は速やかに本会に提出するものとする。

10. 講師謝金の請求等

- (1) 講師謝金は、上記9の「租税教育等終了結果報告及び謝金請求書」を受理後、次の区分に応じて振り込むものとする。なお、一講義において複数の講師を配置した場合においても、講師謝金の額は増額しないものとする。

- ① 行うことのできる業務として「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務」を定款に定めている税理士法人に所属する社員税理士及び所属税理士である講師については、その税理士法人の金融機関口座に振り込む。
- ② 上記①に該当しない講師については、講師の指定する金融機関口座に振り込む。
- (2) 講師謝金は、事前に「租税教育等講師派遣依頼書」が提出されているものにつき支払うこととする。
- (3) 租税教育等を実施した機関又は団体から講師謝金等が支払われ、その金額が謝金等支払要領に規定する額に満たない場合は、不足分を本会が負担する。

11. 実施基準の改廃

この実施基準を改廃するときは、租税教育推進部の議を経て常務理事会に報告しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年12月3日から施行する。

ただし、租税教育の講師の経験がある者で支部長の推薦を受けた者は、3に規定する研修を受講したものと認めることができる。

附 則

この改正規定(別紙様式①・②)は、平成17年12月26日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成18年7月4日から施行する。

附 則

この改正規定(別紙様式①)は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この改正規定(別紙様式①・②含む)は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この改正規定(別紙様式①・②含む)は、平成20年3月4日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この改正規定(別紙様式③含む)は、平成21年4月24日から施行する。

附 則

1 この改正規定は、平成22年2月2日から施行する。

2 平成21年4月1日に始まる事業年度から当分の間、9(1)に規定する講師謝金に交通費相当2千円を加算して支給する。

附 則

この改正規定(別紙様式②含む)は、平成22年4月2日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成23年12月15日から施行し、平成23年度分の島しょ部への租税教育から適用する。

附 則

この改正規定は、平成25年3月1日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、4(2)、7、8及び10の改正規定(別紙様式①②③含む)は、第57回定期総会終了の時から適用する。

附 則(平成26年3月3日改正)

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定(様式①及び②)は、平成29年2月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正規定は、平成30年3月2日から施行する。

附 則(平成31年3月1日改正)

この改正規定(別紙様式②)は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定(別紙様式)は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(平成31年4月23日改正)

この改正規定は、第63回定期総会終了の時から施行する。

附 則

この改正規定(様式)は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和4年10月14日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

様式①

(様式①)
令和 年 月 日東京税理士会
租税教育推進部長 様

(所在地) _____

(名称) _____

(主催者名) _____

(東京税理士会 支部)

租税教育等講師派遣依頼書

下記のとおり租税教育等を開催いたしますので、講師の派遣をお願いします。

記

開催日	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分まで (時間目 ~ 時間目)		
開催場所	名称		
	所在地		
受講対象者	(年生・クラス(個別・合同) × コマ数 =合計 コマ数)	受講人数	入程度(個別・合計)
講義内容			
受講団体	名称		
	所在地		
	担当者		連絡先
講師からの講酬欄	有・無 円		
予定講師	氏名	主任講師	① ② ③
※主任講師の人数は 受講対象者欄のクラス数が上限です。	補助	① ② ③	
	補助	① ② ③	

(注) ・同一校につき開催日ごとに一の依頼書を提出するものとし、特殊な依頼の場合はお問い合わせください。

- ・受講対象者を具体的に記載してください。(例: 小学生、中学生、高校生、新入社員教育)
- ・開催内容について概要書がありましたら添付してください。
- ・リモート開催(対面授業以外の授業)が予定される場合は、実施方法を講義内容欄に記載してください。
- ・講師に対する報酬がある場合は、その旨及び金額を併せて主催者からの講師報酬欄に記載してください。
- ・講師が変更になった場合は、必ず連絡をしてください。

(様式②)
令和 年 月 日東京税理士会
租税教育推進部長 様

派遣講師氏名 _____

(支部 : _____ 登録番号 : _____)

租税教育等終了結果報告及び謝金請求書

1	日 時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分(担当 時限)
2	受講対象者 (受講者数)	年生・ クラス (個別・合同) × コマ=合計 コマ数 (受講人数 人程度 (個別・合計))
3	場 所	
4	受講団体名	
5	講義内容 感想 要望 等	<p>※リモート授業（ 対面授業以外の授 業）を実施した場 合、その実施方法 もご記入ください <例> ：放送室から各教 室へ配信 ：支部会館と体育 館とを繋ぎオンライン対話</p>

上記のとおり租税教育等の講師を行いましたので、報告いたします。

【謝金の振込先】 (①②いずれか一つに○をご記入ください。)
私(派遣講師)は、

- () ① 行うことができる業務として「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務」を定款に定めている税理士法人に所属する社員税理士・所属税理士です。
() ② 上記①に該当しない税理士です。

①の場合、必ず税理士法人の口座を振込先にご記入ください(源泉徴収なしでの謝金支払)。
 ②の場合、必ず個人の口座を振込先にご記入ください(源泉徴収ありでの謝金支払)。

振込先 _____ [銀行・信用金庫] _____ [本店・支店]

〔普通・当座〕預金 口座番号 _____

(ふりがな)
預金名義 _____

電 話 _____